

混合診療

【質問】混合診療についてのニュースを最近よく見ます。どんな診療ですか。なぜ話題になっているのですか。
(50歳・男性会社員)



保険と保険外の併用

【回答】病院で治療を受ける時、たいへいは保険がきき、会社員の場合自己負担は三割で済みます。このような診療を保険診療といっています。一方、国が認していない治療法や薬を使うと保険外診療(自由診療)といつて、全額が自己負担となります。混合診療とは、保険診療と保険外診療を併用した医療行為のことで

国は原則として混合診療

を認めていません。もし、同じ病気で保険診療と保険外診療を一緒に受けたら、保険診療の部分も含め全額自己負担となります。しかし、保険がきかない抗がん剤を使っているがん患者さんの負担は大変なものなのです。あるがん患者さんが混合診療の禁止は法律違反との訴えを起こしました。その結果、東京地裁は十一月「国が混合診療を原則禁止しているのは違法」

との判決を下したのです。この判決を受け、政府の規制改革会議が混合診療の全面解禁を主張したため、混合診療の問題がクローズアップされているのです。

く危険性です。今でも国は保険診療への支出を抑制しているのです。三つ目は、私的医療保険が盛んになり、営利を優先する株式会社経営の病院が進出する危険性です。すなわち「医療の市場化」です。米映画「シッコ」(一月十日から長崎市の長崎センทรัลで上映予定)で語られたように、アメリカ国民は医療の市場化に苦しめられています。

療を受けられない可能性があります。二つ目は、保険外診療が肥大化し、徐々に保険で診療できる範囲が縮小してい

全面解禁で格差生む恐れ

混合診療の解禁は以前から議論されてきており、国は二〇〇六年十月から保険外併用療養費制度を導入しました。将来、保険対象に収載することを前提として、未承認の医薬品や保険適用前の先進医療に限って例外的に混合診療を認めたものです。これにより、がん患者さんも未承認の抗がん剤(全額自己負担)と保険診療を併用することができるようになりました。

しかし、未承認薬や先進医療の同制度への導入の速度が遅いため、同制度が有効に機能しているとはいえない現状なのです。まずは実効性のある制度にすることに努力すべきで、全面的な混合診療の解禁は避けるべきです。(県医師会)